

奈良県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年十二月五日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
フアーマシー木のうた薬局郡山泉原店	大和郡山市矢田町庄司谷六三七九―三	令和七年八月三十一日
松山医院	天理市柳本町一九六番地一	令和七年九月三十日
村井薬局	葛城市當麻五二―四	令和七年九月三十日